

株 主 各 位

大分県大分市東大道2丁目5番60号
株式会社 石井工作研究所
代表取締役社長 石井 見 敏

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月25日（火曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大分県大分市東大道2丁目5番60号
株式会社 石井工作研究所 本社ビル8階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第35期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知は当社ホームページ（<http://www.i-kk.co.jp>）にも掲載しております。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、法令及び定款第18条の定めに基づき、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。ホームページ掲載分につきましては、ご希望される株主さまには郵送させていただきますので、当社電話097-544-1001宛にお申し出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、総じて厳しい状況が続きました。第1四半期に大震災復興需要やエコカー補助金などの政策効果もあって回復基調にありましたが、第2四半期には世界経済の減速を受けて輸出が振るわず、生産活動も盛り上がりには欠け、第3四半期にはエコカー補助金終了による自動車販売の反動減や日中摩擦の影響による輸出の下振れなどから景気の鈍化が続きました。今年に入って輸出は低調なものの、生産に回復の兆しがうかがえ、個人消費が底堅いなど、景気に持ち直しの動きがみられ、円安・株高や補正予算の執行などの経済政策の効果を背景に景気回復が期待されております。

半導体業界では、スマートフォンやタブレット端末など多機能機器は好調であったものの、世界経済の停滞による消費低迷から半導体全般で需要が減少し、特に薄型テレビやパソコンなど主要セット製品が低調であり、加えて市況低迷の影響もあり、半導体メーカーでは設備投資の大幅な抑制や先送りがみられました。

このような経済状況のもとで、当社は半導体関連事業を中心に活発な受注活動を推進し、特にパワー半導体関連製造装置の受注に注力し、また、納期短縮に努め、お客さまのニーズに即した製品開発を推進するとともに、購入品・材料等の仕入原価の低減や人件費・諸経費の節減に努めましたが、受注が伸び悩み、引き続き極めて厳しい収益状況が続きました。

この結果、当事業年度の売上高は23億5千万円（前事業年度比0.1%減）、営業損失は3億2千2百万円（前事業年度は4億2千8百万円の営業損失）、経常損失は3億1千8百万円（前事業年度は3億8千9百万円の経常損失）、当期純損失は3億9千4百万円（前事業年度は3億6千3百万円の当期純損失）となりました。

事業ごとの概況は次のとおりであります。

半導体関連事業は半導体業界の動向を映じて、受注の回復はみられず、全売上高の99%を占める半導体関連事業の売上高は、前事業年度比では0.4%増加にとどまり、23億2千8百万円となりました。

その他の不動産、建築関連事業の売上高は2千1百万円（前事業年度比36.5%減）となりました。

（セグメント別売上高）

（単位：百万円）

セグメントの名称	第34期 平成24年3月期	第35期 (当事業年度) 平成25年3月期	前事業年度比
半 導 体 関 連 事 業	2,319	2,328	100.4%
そ の 他	33	21	63.5
合 計	2,352	2,350	99.9

② 設備投資の状況

当事業年度中においては、特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中においては、特記すべき資金調達はありません。

（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第32期 (平成22年3月期)	第33期 (平成23年3月期)	第34期 (平成24年3月期)	第35期 (当事業年度) (平成25年3月期)
売 上 高 (千円)	1,700,346	2,513,026	2,352,886	2,350,192
経 常 損 失 (△) (千円)	△851,475	△113,685	△389,023	△318,487
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△886,173	△118,726	△363,460	△394,935
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△114円00銭	△15円27銭	△46円76銭	△50円81銭
総 資 産 (千円)	6,963,375	6,930,718	6,591,792	6,215,002
純 資 産 (千円)	6,008,401	5,862,667	5,409,524	5,023,868
1 株 当 た り 純 資 産 額	772円97銭	754円22銭	695円94銭	646円35銭

(3) 対処すべき課題

当事業年度は受注の伸び悩みから5事業年度連続して営業損失を計上する厳しい事業経営を強いられました。

この赤字経営から脱却する対策として、次年度において、総力を結集して売上増強による営業利益の黒字化を図り、業務のムダを削減し、効率化、スピードアップを推進するとともに、規格化、標準化によるコストダウンや経費節減を徹底し、人材の育成・活用とモラルの向上に取組みます。

売上増強による営業利益の黒字化策としては①新規取引先の開拓を含め受注拡大に努める②新製品の開発・投入を図る③製造コストや会社資産の活用の見直しを行なうことを計画しております。

業務のムダ削減、効率化、スピードアップの推進策として①納期の徹底管理を行なう②作業の工夫・改善を推進する③無駄作業や無駄部品の削減を図る④設計キャパの拡大を図るとともに設計のスピードアップを図る⑤部品加工時間の短縮を図ることを計画しております。

規格化、標準化によるコストダウンや経費節減策として①機構・部品の標準化を推進し、誤作件数の削減を図る②原価管理の徹底③出張回数・日数の短縮や電力節減に努めることを計画しております。

(4) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

セグメントの名称	主要営業品目
半 導 体 関 連 事 業	半導体製造装置・液晶関連装置・金型の設計製作、精密加工部品、プラスチック成形加工品の製作、プレス加工品、電装装置の設計製作
そ の 他	不動産事業、ホームエレベータの設計製作、太陽光発電装置の販売

(5) 主要な営業所及び工場（平成25年3月31日現在）

- ①本 社 大分県大分市東大道2丁目5番60号
- ②営業所
 - 東京営業所 東京都港区
 - 熊本営業所 熊本県熊本市
- ③工 場
 - 大分曲工場 大分県大分市
 - 杵築工場 大分県杵築市

(6) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
251 (11) 名	10名減 (3名減)	41.3歳	19.7年

(注) パート及び嘱託社員は()内に年間平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,800,000株 (自己株式27,354株を含む)
- (3) 株主数 3,127名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
有 限 会 社 テ ク ト ロ ン	1,660千株	21.35%
石 井 見 敏	1,323	17.03
石井工作研究所従業員持株会	866	11.14
石 井 光 明	146	1.88
石 井 仁 海	138	1.78
株 式 会 社 大 分 銀 行	124	1.60
石 井 貞 憲	116	1.49
株 式 会 社 ジ ャ フ コ	68	0.88
松 浦 兼 昭	61	0.78
渦 尾 洋 之	57	0.73

(注) 持株比率は、自己株式 (27,354株) を控除して計算しております。

3. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 井 見 敏		(有)テクトロン代表取締役
取 締 役	石 井 光 明	技 術 部 長	
取 締 役	辻 野 治 弘	総 務 経 理 部 長	
取 締 役	吉 田 彰 憲	営 業 本 部 長	
監 査 役 (常勤)	衛 藤 良 一		
監 査 役	後 藤 末 弘		
監 査 役	姫 野 昭 雄		姫野税理士事務所所長

- (注) 1. 監査役後藤末弘氏及び監査役姫野昭雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、大阪証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役姫野昭雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成24年6月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって、取締役技術部長石井仁海氏及び取締役営業部長兼東京営業所長石井貞憲氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 名	千円 62,842
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	10,346 (1,821)
合 計	9	73,188

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額(取締役 14,458千円、監査役746千円)を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額19,750千円は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の額には、直前の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名の在任中の報酬等の額が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額150万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。
6. 上記のほか平成24年6月27日開催の第34期定時株主総会の決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し、役員退職慰労金122万円を支給しております。なお、この金額には、上記および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(18回開催)		監査役会(11回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 後藤末弘	15回	83.3%	11回	100.0%
監査役 姫野昭雄	15	83.3	11	100.0

- ・取締役会における発言状況

監査役後藤末弘氏は、人材育成の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。

監査役姫野昭雄氏は、税理士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。

- ・監査役会における発言状況

監査役後藤末弘氏及び姫野昭雄氏は、それぞれ独立の立場で、且つ、専門的な見地より監査意見を形成し、議案の審議において、誠実で適切な発言を行なっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役後藤末弘氏及び姫野昭雄氏ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 16,200千円 |
| ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、監査契約の履行に伴い生じた当社の損失について、監査法人に故意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を損害賠償責任の限度としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存年限に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、当社の業務執行に係るリスクの把握と管理及び個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
- ②リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項をはじめ、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行なうものとする。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、業務規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令遵守（コンプライアンス）体制の基礎として、創業理念、行動理念、経営方針をもとに法令遵守基本規程を定める。
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制体制の構築・維持・向上を推進するとともに、法令遵守体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規制・基準の策定、研修の実施を行なうものとする。
- ②内部監査部門として執行部門から独立した内部監査を担当する部署を置き、法令遵守の統括部署とする。
- ③取締役は当社における重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会、監査役会及び担当部署に報告するものとする。

- ④法令違反その他の法令遵守に関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報体制を整備・運用することとする。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとする。

(5) 監査役による監査の適正性を確保するための体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とする場合は、社長が当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行ない、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- ②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ③取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供することとする。
- ④監査役は、社長と情報交換を行ない、また内部監査部門との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかることとする。
- ⑤監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明及び報告を行なわせるとともに定期的に情報交換を実施することとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ②社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他の法令遵守上の問題について監査役への適切な報告体制を確保することとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を堅持することとする。
- ②反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処することとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,038,755	流 動 負 債	614,515
現金及び預金	1,054,821	支払手形	304,622
受取手形	23,394	買掛金	91,611
売掛金	1,352,723	リース債務	15,390
商品及び製品	202,322	未払金	20,561
仕掛品	254,189	未払法人税等	8,950
原材料及び貯蔵品	143,576	未払消費税等	13,347
前払費用	3,219	未払費用	29,384
その他	28,082	前受金	55,000
貸倒引当金	△23,574	預り金	20,378
固 定 資 産	3,176,247	賞与引当金	52,000
有 形 固 定 資 産	2,691,067	製品保証引当金	3,270
建築物	686,309	固 定 負 債	576,618
構築物	19,991	リース債務	78,604
機械及び装置	43,882	繰延税金負債	62,645
車両運搬具	6,545	役員退職慰労引当金	435,368
工具、器具及び備品	22,337	負 債 合 計	1,191,134
土地	1,820,173	純 資 産 の 部	
リース資産	88,702	株 主 資 本	5,005,841
建設仮勘定	3,124	資本金	1,186,300
無 形 固 定 資 産	30,256	資本剰余金	2,757,259
特許権	42	資本準備金	2,757,259
ソフトウェア	27,736	利 益 剰 余 金	1,073,795
その他	2,477	利益準備金	296,575
投資その他の資産	454,923	その他利益剰余金	777,220
投資有価証券	315,158	別途積立金	1,050,000
前払年金費用	127,572	繰越利益剰余金	△272,779
破産更生債権等	26,650	自 己 株 式	△11,513
その他	12,191	評価・換算差額等	18,027
貸倒引当金	△26,650	その他有価証券評価差額金	18,027
資 産 合 計	6,215,002	純 資 産 合 計	5,023,868
		負 債 純 資 産 合 計	6,215,002

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		2,350,192
売 上 原 価		2,114,949
売 上 総 利 益		235,243
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		557,524
営 業 損 失		322,280
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,176	
有 価 証 券 利 息	36	
受 取 配 当 金	7,098	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,538	
為 替 差 益	10,589	
投 資 不 動 産 売 却 益	5,554	
保 険 代 理 店 手 数 料	1,623	
雑 収 入	2,432	32,049
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,311	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	26,650	
そ の 他	294	28,256
経 常 損 失		318,487
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	952	
役 員 退 職 慰 労 金	61,469	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	30,000	92,421
税 引 前 当 期 純 損 失		410,908
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,736	
法 人 税 等 調 整 額	△20,709	△15,973
当 期 純 損 失		394,935

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 準 備 金	本 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 剰 余 金 合 計
							別 積 立 金	途 過 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	1,450,000	△238,979	1,507,595	△11,449	5,439,705			
事業年度中の変動額												
別途積立金の取崩					△400,000	400,000	—		—			
剰余金の配当						△38,864	△38,864		△38,864			
当期純損失						△394,935	△394,935		△394,935			
自己株式の取得								△64	△64			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△400,000	△33,800	△433,800	△64	△433,864			
当 期 末 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	1,050,000	△272,779	1,073,795	△11,513	5,005,841			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△30,181	△30,181	5,409,524
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			—
剰余金の配当			△38,864
当期純損失			△394,935
自己株式の取得			△64
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	48,209	48,209	48,209
事業年度中の変動額合計	48,209	48,209	△385,655
当 期 末 残 高	18,027	18,027	5,023,868

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月13日

株式会社 石井工作研究所

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 神 匡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井工作研究所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月16日

株式会社 石井工作研究所 監査役会
監査役（常勤） 衛藤良一 ㊞
監査役 後藤末弘 ㊞
監査役 姫野昭雄 ㊞

- (注) 監査役後藤末弘、姫野昭雄は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

当期は、厳しい経営環境のなか、前期に引き続いて損失を計上することとなりましたが、今後の事業展開等を勘案し、また、株主への利益還元の意義を重く認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は38,863,230円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金の欠損補填や次期における配当金支払い等に充当するため、次のとおり別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

①減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	400,000,000円
-------	--------------

②増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	400,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役石井見敏氏及び辻野治弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	いしい みとし 石井 見敏 (昭和10年8月15日生)	昭和39年8月 個人企業、石井工作研究所創業 昭和54年1月 石井工作研究所の株式会社への改組に伴い、代表取締役社長に就任 平成3年10月 株式会社九栄システム、株式会社大分エヌシーセンター及び株式会社石井工研産業と当社との合併に伴い上記3社の代表取締役を退任 平成10年2月 有限会社テクトロンの代表取締役に就任 現在に至る	1,323,853株
2	つじの はるひろ 辻野 治弘 (昭和13年10月9日生)	昭和36年4月 株式会社大分銀行へ入社 平成5年4月 同行人事部付当社へ出向 平成5年6月 当社取締役総務部長に就任 平成5年10月 株式会社大分銀行定年退職、当社に入社 平成9年6月 経理部長を兼任 平成17年4月 業務組織変更により取締役総務経理部長に就任 現在に至る	35,036株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

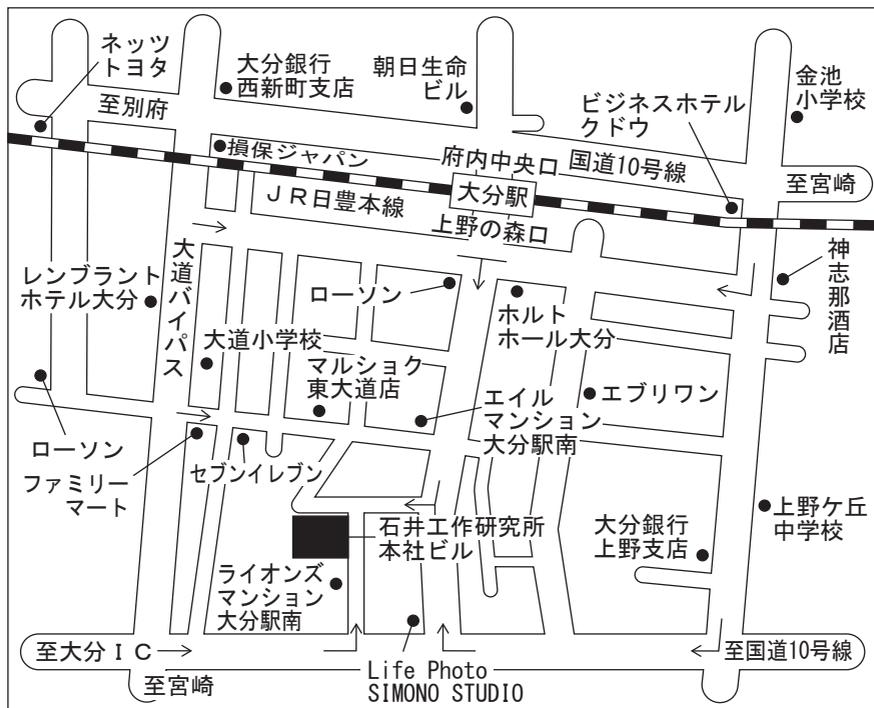
株主総会会場ご案内図

株式会社 石井工作研究所

本社ビル 8階ホール

〒870-0823 大分県大分市東大道2丁目5番60号

TEL 097 (544) 1001



(交通のご案内)

JR大分駅上野の森口より徒歩で8分かかります。

JR大分駅構内の通行ができますので、府内中央口からのタクシーの送迎は中止いたしております。何卒ご了承ください。

駐車場は準備しておりますが、大分駅南土地区画整理事業の進捗に伴い、道路の位置変更等が行なわれておりますのでご注意ください。